

ねじ・ボルト等における
EU-CBAM 用算定ガイドライン

第3版

2026年3月

| | |
|---|-----|
| 改訂履歴 | vi |
| 略語集 | vii |
| はじめに | 1 |
| サマリ | 2 |
| 1. 対象とする製品カテゴリの定義 | 7 |
| 2. 報告対象とするデータ | 7 |
| 2-1. 収集データ | 7 |
| 2-2. 温室効果ガス | 7 |
| 3. 機能単位 | 8 |
| 4. 報告値が対象とするデータ収集期間 | 8 |
| 5. カットオフ基準 | 8 |
| 6. システム境界 | 8 |
| 6.1 システム境界の概略 | 8 |
| 7. 活動量データの収集 | 10 |
| 7.1 購入した CBAM 対象製品の情報 | 10 |
| 7.2 購入した CBAM 対象製品の自社データ | 11 |
| 8. 検証 | 12 |
| 9. 報告 | 13 |
| 10. その他 | 13 |
| 10-1. CBAM の免除 | 13 |
| 10-2. CBAM 証書数の計算ルール | 13 |
| 10-3. 第三国での炭素価格支払い | 15 |
| 11. UK-CBAM | 16 |
| FAQ | 17 |
| Q1. CBAM の初回の排出量報告は、いつの実績をいつ提出するのですか？ | 17 |
| Q2. 2026 年中は排出量の申告や CBAM 証書の購入が不要であれば、CBAM レジストリ への登録も不要ではないでしょうか？ | 17 |
| Q3. 実測値とデフォルト値のどちらを使うかは、誰が決めるのですか？ | 17 |
| Q4. デフォルト値を使用する場合、第三者検証は必要ですか？ | 18 |
| Q5. 実測値を選択したが、第三者検証で合理的保証が得られなかった場合はどうなりま すか？ | 18 |
| Q6. 第三者検証の対象となるのは誰ですか？ 商社や川中工程も対象になりますか？ | 18 |
| Q7. 実際の EU 向け輸出は商社が行っています。その場合、第三者検証を受ける窓口は どこになりますか？ | 18 |
| Q8. 川中工程が免除される場合、原材料の収率は排出量計算に影響しませんか？ | 19 |
| Q9. ねじ・ボルトメーカーのように高炉・電炉を持たない企業にも排出量報告義務はあ | |

| | |
|--|----|
| りますか？ | 19 |
| Q10. デフォルト値を使う場合、どの国の値を適用するのですか？ | 19 |
| Q11. 無償枠（調整後の証書削減分）は、すでに確認できますか？ | 19 |
| Q12. デフォルト値と実測値が同じ排出量だった場合、なぜ初年度は実測値の方がCBAM コストが低くなるのですか？ | 19 |
| Q13. 将来的に日本の認証機関（JAB 認定など）でCBAM 検証は可能になりますか？ .. | 20 |
| Q14. 年間 50 トン以下の免除基準は、企業単位ですか、製品単位ですか？ | 20 |
| Q15. 実測値の場合、製鉄・製鋼のみが対象で、圧延や二次加工の排出量は不要ですか？ | 20 |
| 付属書 I 施設運営者の排出量報告の最低限の記載内容 | 21 |
| 付属書 II セクター別の追加報告要求 | 26 |
| 付属書 III 排出量報告書のサマリレポート | 27 |
| 付属書 IV CBAM 証書数計算例 | 30 |
| 付属書 V デフォルト値並びに CBAM ベンチマーキング（アルミニウム） | 32 |
| デフォルト値 | 32 |
| ベンチマーク | 32 |
| 付属書 VI デフォルト値並びに CBAM ベンチマーキング（鉄鋼） | 33 |
| デフォルト値 | 33 |
| ベンチマーク | 33 |

図番号

| | | |
|-----|-------------------------------|----|
| 図 1 | 製品フットプリント範囲と CBAM 要件の比較 | 10 |
| 図 2 | 原材料情報の紐づけ | 12 |

表番号

| | | |
|------|---|----|
| 表 1 | ねじ・ボルトの CBAM 用算定ガイドライン第 3 版の参照文書..... | 1 |
| 表 2 | 鉄・アルミニウムに関する EU CBAM の移行期間と本格実施期間の違い..... | 2 |
| 表 3 | EU 域内の輸入者 (Importer / Authorized CBAM Declarant) に必要な対応 | 3 |
| 表 4 | EU 域外の第三国製造事業者 (Installation Operator) に必要な対応 | 4 |
| 表 5 | EU への輸出者 (第三国商社・販売会社) に必要な対応 | 5 |
| 表 6 | 鉄鋼・アルミニウム二次製品の川中・川下 (加工・流通) に必要な対応..... | 6 |
| 表 7 | 対象とする製品カテゴリの定義 | 7 |
| 表 8 | EU-ETS における対象施設..... | 9 |
| 表 9 | システム境界の概略..... | 9 |
| 表 10 | CBAM 証書数の計算ルール..... | 14 |
| 表 11 | UK CBAM の会計期間と報告期限 | 16 |

改訂履歴

| 日付 | 改訂内容 |
|----------|---|
| 2023年12月 | 仮版発行 |
| 2024年2月 | <ul style="list-style-type: none">・7章：施設概念図を追加・11章：Carbon Price に関する記述を追加・付属書 III：単位換算の出展を変更・付属書 IV：デフォルト値を追加・その他、表現の軽微な修正 |
| 2025年2月 | <ul style="list-style-type: none">・各章：表現の修正・6章：施設の考え方を修正・追記・7章：ヒアリング項目の追記、外注先の扱いについて修正・追記・付属書 II, 付属書 III：国内、海外向けの係数を記載 |
| 2026年3月 | <ul style="list-style-type: none">・本規則に合わせ全面改訂・第2版まで embedded emission を「内包排出量」と訳していたが、「体化排出量」と訳される文献がおおいため訳語を変更。Installation については「施設」に変更。・8章：検証を追加・9章：報告を追加・10章：その他を追加・11章：UK-CBAM を追加・FAQ を追加・付属書 IV に CBAM 証書数計算例を追加 |

略語集

| 略語 | 正式名称 | 日本語 |
|------------------|---|------------|
| CBAM | Carbon Border Adjustment Mechanism | 炭素国境調整措置 |
| EU | European Union | 欧州連合 |
| EU-ETS | EU Emissions Trading System | EU 排出量取引制度 |
| PFCs | Perfluorocarbons | パーフルオロカーボン |
| CN Code | Combined Nomenclature Code | EU 関税分類コード |
| FAQ | Frequently Asked Questions | よくある質問 |
| Reg. | Regulation | 規則 |
| Annex | Annex | 付属書 |
| Art. | Article | 条文 |
| CSCF | Cross-Sectoral Correction Factor | 部門横断補正係数 |
| BM | Benchmark | ベンチマーク |
| UN/LOCODE | United Nations Code for Trade and Transport Locations | 国連貿易港コード |
| DRI | Direct Reduced Iron | 直接還元鉄 |

はじめに

本書では、ねじ・ボルト等の製品に対して、2026年1月から運用が開始されるEUの炭素国境調整メカニズム（以下CBAM）について申告者（輸入者）に対して輸出者（ねじ・ボルト等製品メーカー、商社、部品メーカー、完成品メーカー）およびそのサプライヤーが取るべき対応に関するガイドラインを示す。本書は、以下の文書を参照し、事務局での見解を示したガイドラインである（以下、これらの総称を「CBAM規則」とする）。なお、本書とCBAM規則と相違があった場合は、CBAM規則に記載されている内容を優先するものとする。また、各用語の和訳は事務局による仮訳であることに留意する。

表1 ねじ・ボルトのCBAM用算定ガイドライン第3版の参照文書

| # | 文書名 | 内容 |
|---|--|-------------------|
| 1 | REGULATION (EU) 2023/956 | CBAMに関する立法文書 |
| 2 | Implementing act on calculation methodology | 算定方法に関する実施規則 |
| 3 | Annex to Implementing act on calculation methodology | 算定方法に関する実施規則の付属文書 |

※2026年1月時点

なお、現改訂案はねじ・ボルト等のCBAM規則上における報告方法を主としたものであり、ねじ・ボルトと同様にサプライチェーン下流の加工が主である事業者についても同様に参照できるものとしている。下流の加工が主である事業者はEUの簡素化法の適用により、基本的に算定対象から外れることとなったため、本ガイドライン第2版（2025年2月版）で記載されていた算定方法の記載について、第3版（2026年3月版）では記載していない。自社がCBAM算定対象（Installation Operator）に該当する場合は、別途EUのCBAM関連立法文書を参照されたい。

サマリ

ねじ・ボルト業界周辺の主な移行期間と 2026 年以降の本格実施期間との違いを以下にまとめます。

表 2 鉄・アルミニウムに関する EU CBAM の移行期間と本格実施期間の違い

| | 移行期間 | 本格実施期間 |
|-------------|-----------------------------|--|
| データ収集期間 | 任意の期間 | 輸入時点の暦年 |
| 対象品目の拡大 | — | 100 以上の CN コードが追加、変更 |
| 報告免除の閾値 | 150 ユーロ/回未満の発送 | 輸入業者毎の特定暦年における CBAM 対象製品の累計正味重量に基づく。当初は 50 トン未満を免除閾値として設定。 |
| 算定対象範囲の変更 | — | 川中、川下の加工に伴う排出量のほとんどが算定対象から除外。 |
| 報告対象 | 直接+間接排出量 | 直接排出量 |
| デフォルト値と実データ | 実データ使用が求められ、デフォルト値の適用は条件付き。 | 実データとデフォルト値の選択制。 |
| 第三者検証 | — | 実データのみが検証の対象。 一定の条件を満たせば現地訪問の免除等、検証作業負荷軽減策が用意されている。 |

CBAM への対応は主体者によって実施する内容が大きく異なる。以下に主体者別の実施内容の概要をまとめる。なお、川中・川下以外の主体者については、本ガイドラインの適用想定外であるため、詳細は各種 EU の CBAM 関連立法文書を参照されたい。

表 3 EU 域内の輸入者 (Importer / Authorized CBAM Declarant) に必要な対応

| 項目 | 内容 | 根拠条文 |
|------------|---|---|
| 法的位置づけ | ・ CBAM の唯一の法的義務主体 (申告・証書・罰則の帰属先) | Art.4, Art.6, Art.26 |
| 算定 | ・ CN コード別に輸入量を把握 ・ 体化排出量を実測値またはデフォルト値で算定 ・ 鉄/アルミセクターでは EU ETS 非対象の仕上工程のみの排出は算定境界外 | Art.7, Annex IVReg.2025/2083 Recital 16 |
| 第三者検証 (義務) | ・ 実測値使用時は必須 ・ 検証未了 = 申告不備の責任は輸入者 | Art.8(1), Art.6(2)(d) |
| 検証契約 | ・ 法令指定なし ・ 検証が完了していることを確保する責任は輸入者 (直接契約 or 製造者契約の確認) | Art.8(1) |
| 検証費用負担 | ・ 法令指定なし ・ CBAM 義務主体であるため、最終的な費用負担は輸入者に帰着 | Art.4, Art.6 |
| 証書対応 | ・ CBAM 証書の購入・保有・償却 ・ 2026 年は四半期 50%保有義務 | Art.21, Art.22 Reg.2025/2083 Recital 28 |
| その他 | ・ 税関情報との整合性確保・算定 ・ 検証関連記録を 4 年間保存 | Art.7(5),(6), Art.25 |

表4 EU域外の第三国製造事業者（Installation Operator）に必要な対応

| 項目 | 内容 | 根拠条文 |
|---------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 法的位置づけ | ・CBAMの直接義務主体ではないが、実測値算定の実質的中核 | Art.3(31) |
| 算定 | ・施設単位で排出量を算定・高炉／電炉／アルミ電解等の主要工程のみ対象 | Annex IV Methodology IA Art.3-7 |
| モニタリング | ・モニタリング計画の作成・維持 | Methodology IA Art.8-10 |
| 報告 | ・施設運営者の排出量報告作成 ・輸入者へ排出データ提供（サマリ版可） | Art.7(5), Art.10(7) |
| 第三者検証 | ・実測値を提供する場合、事実上検証を受ける主体 | Art.8(1), Annex VI |
| 検証契約 | ・実務上は製造者が検証人と契約するケースが一般的 | Art.10(7) |
| 検証費用負担 | ・法令指定なし・製造者負担または製品価格へ転嫁 | — |
| レジストリ対応 | ・CBAMレジストリへのオペレーター登録（任意だが実務上重要） | Art.10 |
| 実務上の帰結 | ・検証済データを提供しない場合、輸入者はデフォルト値適用 | Art.7(2)(b) |

表5 EUへの輸出者（第三国商社・販売会社）に必要な対応

| 項目 | 内容 | 根拠条文 |
|------------|--|---------------|
| 法的位置づけ | ・CBAMの直接義務主体ではない | — |
| 算定・報告 | ・CBAM算定・申告義務なし | — |
| 第三者検証 | ・検証主体・契約主体となる義務なし | — |
| サプライチェーン協力 | 製造者と輸入者の間で以下を調整： ・排出データ取得・提供 ・検証スケジュール調整 | Art.7, Art.10 |
| 検証費用との関係 | ・負担義務なし | — |
| 実務上の位置づけ | ・CBAM対応力がEU市場アクセスの前提条件 | Recital 1, 3 |

表6 鉄鋼・アルミニウム製品の川中・川下（加工・流通）に必要な対応

| 項目 | 内容 | 根拠条文 |
|------------|---|------------------|
| 法的位置づけ | ・CBAMの直接義務主体ではない | — |
| 算定 | ・自身の工程がEU ETS非対象の仕上工程のみの場合、CBAM算定義務なし | Annex IV |
| 報告 | ・CBAM算定・申告義務なし | — |
| 第三者検証 | ・検証主体・契約主体となる義務なし | — |
| サプライチェーン協力 | EU輸入者からの要請に応じ、以下に協力する必要あり： <ul style="list-style-type: none"> ・使用素材（前駆体）の特定 ・製造元（施設）情報の提供 ・排出データのトレーサビリティ確保 | Art.7(5)（記録の十分性） |
| 非協力時の帰結 | ・輸入者はデフォルト値を適用→コスト増 | Art.7(2)(b) |
| 実務上の位置づけ | ・CBAM上は非義務主体 <ul style="list-style-type: none"> ・実務上はCBAM対応のボトルネックになり得る | Recital 1, 3 |

1. 対象とする製品カテゴリの定義

本ガイドラインが対象とする製品カテゴリは、以下とする。なお、本対象品目の原材料である線材等の半製品についても本ガイドラインの適用対象である可能性が高いため、システム境界を確認の上、本ガイドラインを利用されたい。その他の CN コードについては本ガイドラインの付属書 V および付属書 VI に記載している。

表 7 対象とする製品カテゴリの定義

| Sector | 鉄鋼セクター | アルミニウムセクター |
|----------|---|---|
| 集約製品カテゴリ | 鉄または鋼製品 | アルミニウム製品 |
| CN code | 7318 – 鉄製または鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスクリュー、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、ワッシャー（スプリングワッシャーを含む）、および類似品。 | 7616 10 00 – 釘、鋸、ホッチキス、ねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、ワッシャーおよび類似品 |

2. 報告対象¹とするデータ

2-1. 収集データ

収集データは主にねじ・ボルト製造原料の施設別の重量、体化排出量、支払い済み炭素価格。活動データの詳細は 7 章に記載する。

2-2. 温室効果ガス

算定対象の温室効果ガスは CBAM 規則に則り、本ガイドラインが算定対象となる温室効果ガスは、CO₂ とする。なお、アルミニウム製品についてはパーフルオロカーボンス（PFC）を含む。

¹ Regulation (EU) 2023/956 Annex1

3. 機能単位

CBAM 規則に則り、本ガイドラインにおける機能単位は生産量 (t)²とする。

4. 報告値が対象とするデータ収集期間

CBAM 規則で求められるデータ収集期間は以下の通り。

- 報告値は輸入時点の暦年³でのデータ収集が求められる。
- 暦年とは、デフォルトでは EU に輸入された年における暦年が適用される。例えば、2026 年に輸入された場合、収集期間は 2026 年 1 月～12 月となる。
- ただし、実際の生産時期を特定できる十分な証拠がある場合は、報告期間は当該物品が生産された期間とする。

5. カットオフ基準

CBAM 規則では、カットオフ基準は特に定められていない。そのため本ガイドラインにおいてもカットオフ基準は定めない。

6. システム境界

6.1 システム境界の概略

CBAM 規則におけるシステム境界は EU-ETS⁴と整合する形で制度設計されている。そのため EU-ETS に該当しない施設は算定の対象外とされる。システム境界の判定には CBAM 規則上のシステム境界と EU-ETS 上のシステム境界の両方を見て判断する必要がある。

以下に EU-ETS における対象施設⁵を記載する。日本においては、この条件に該当する

² Implementing act on calculation methodology Article 4-2

³ Implementing act on calculation methodology Article 1(5), Article 7-1

⁴ Regulation (EU) 2023/956 Art.7

⁵ DIRECTIVE 2003/87/EC ANNEX I

のは高炉・電炉メーカーが主であり、ねじ・ボルト業界は燃焼設備の合計定格熱入力が20MWを超えない可能性が高く、基本的に対象外と考えられる。

表 8 EU-ETS における対象施設

| 区分 | | 対象活動 | 対象になる条件・閾値 | 対象ガス |
|--------|----|--|------------------------|-------------|
| 鉄・鉄鋼 | 上流 | 銑鉄または鉄鋼の製造（一次・二次溶解を含む、連続鑄造含む） | 能力が 2.5 トン/時 超 | CO2 |
| | 加工 | 鉄系金属の製造・加工（フェロアロイ含む）（圧延、再加熱、熱処理、鍛造、鑄造、表面処理等） | 燃焼設備の合計定格熱入力が 20MW 超 | CO2 |
| アルミニウム | 一次 | 一次アルミニウムまたはアルミナの製造 | 能力閾値なし （活動に該当すれば対象） | CO2 PFCs |
| | 二次 | 二次アルミニウムの製造（スクラップ溶解等） | 燃焼設備の合計定格熱入力が 20MW 超 | CO2 |

システム境界の概略は表 9 に記載の通りである。CBAM 規則におけるシステム境界は、定義付けされている製造段階および前駆体の製造段階に限定される。なお、システム境界内には以下の加工工程を含むが、上表の EU-ETS 対象区分表の通り、条件に該当しない工程（燃焼設備の合計定格熱入力が 20MW を超えない）はシステム境界には含まれない。

表 9 システム境界の概略

| Sector | 鉄鋼セクター | アルミニウムセクター |
|---------------|---|---|
| 集約製品 カテゴリー | 鉄または鉄鋼製品 | アルミニウム製品 |
| 含まれる 加工工程 | 加熱、再溶融、鑄造、熱間圧延、冷間圧延、鍛造、酸洗、焼鈍、コーティング、亜鉛めっき、伸線。 （切断、溶接、仕上げ等の工程は除く） | CO2 を排出する生産工程に直接的または間接的に関連するすべてのプロセス。ただし、切断、溶接、仕上げ等の工程は除く |

出所) Annex to Implementing act on calculation methodology 3.16, 3.18

⁶ Annex to Implementing act on calculation methodology 3.16, 3.18

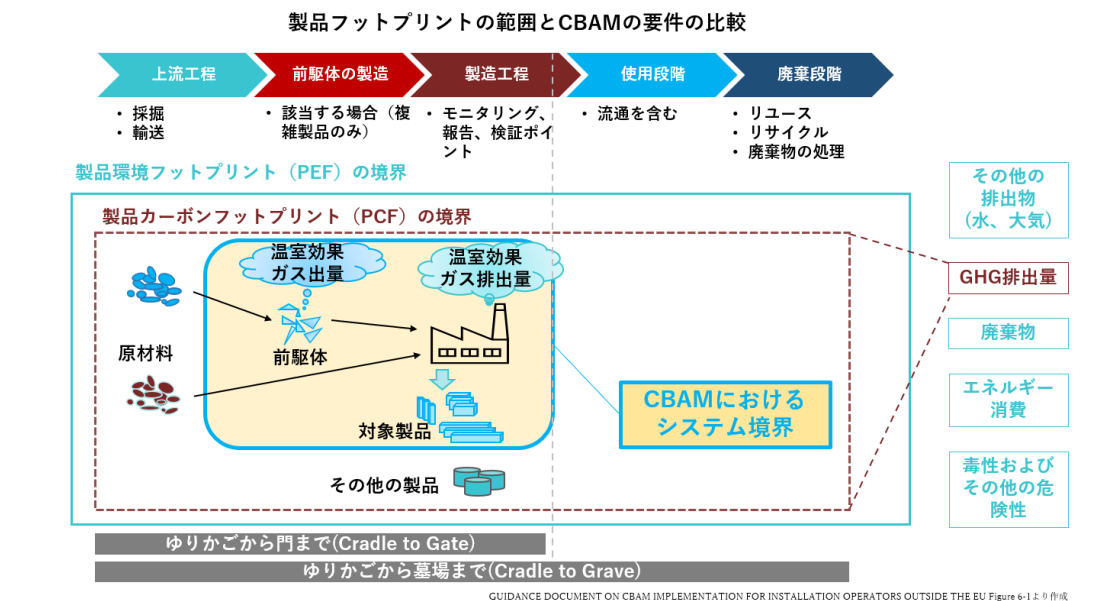


図1 製品フットプリント範囲とCBAM要件の比較

図1の通り、原材料として算定対象となるのはCBAM対象製品のみである。したがって最上流の鉄鉱石や銅や樹脂等のCBAM対象外の原材料は含まれない。CBAMで報告が求められる範囲は一般的な製品カーボンフットプリントの範囲とは異なるため、製品カーボンフットプリントの算定結果をCBAM報告の数値として代用することはできない。

7. 活動量データの収集

7.1 購入したCBAM対象製品の情報

CBAMにおいて、輸入者はデフォルト値と実測値いずれかを選択し、EUへ報告する。輸入者がデフォルト値を選択した場合、施設運営者、ねじ・ボルトメーカー、輸出者側はデータ収集が不要となるが、輸入者が実測値の提出を求めた場合、CBAM報告用のデータを収集する必要がある。

なお、輸入者が実測値の提出を求めた場合であっても、施設運営者、ねじ・ボルトメーカー、輸出者側で活動量データが収集できない場合は、輸入者はデフォルト値で報告することとなる。

また、デフォルト値と実測値でCBAM証書購入数が変わるため、経済合理性に基づいて判断することも必要となる。(CBAM証書購入数の計算方法は、10-2章を参照) 以下は実測値を報告する際に必要となる活動量データに関する記載である。

川中川下であるねじ・ボルト業界の企業はCBAM対象製品を出荷する際、その原材料

の情報を輸入者あるいは輸出者を經由して輸入者に伝達する必要がある。「9.報告」および付属書 I, 付属書 II に施設運営者（CBAM で排出量算定の対象となっている高炉材や電炉材メーカー）が検証機関向けに提出する排出量報告書⁷のうち最低限の記載が必要な内容を示す。ねじ・ボルトメーカーはこのうちの一部の情報を輸入者あるいは輸出者を經由して輸入者に伝達することになると考えられるが、どこまでの情報を伝達する必要があるかは、2026 年 3 月現在、不明である。

なお、付属書 I に記載されている内容の一部は排出報告サマリ（施設運営者が作成）に記載を求められており、付属書 III⁸に詳細を記載する。また、排出量報告書は主に検証機関向けにまとめた情報であり、商業的に機密性が高い情報も含まれる。そのため、CBAM 申告者である輸入者には排出量報告書を開示せず、排出報告サマリのみの開示とすることができる⁹。これら情報の伝達・開示が困難な場合はデフォルト値での報告を選択することとなる。

なお、付属書 V, 付属書 VI にデフォルト値を記載しているが、デフォルト値は毎年見直される可能性があるため、最新値は以下の CBAM ウェブサイトから確認が必要。

[Carbon Border Adjustment Mechanism - Taxation and Customs Union](#)

7.2 購入した CBAM 対象製品の自社データ

川中・川下であるねじ・ボルトメーカー・商社等は付属書 I に記載した内容を購入したメーカー、CN コード別に輸出者（もしくは EU 輸入者）に伝達する必要があると考えられる。そのため、購入した CBAM 対象製品について、**輸出製品毎に施設別の原材料重量を把握し、出荷製品と原材料情報を紐づけできる状態にしておく必要がある。**2026 年 3 月現在、このような自社が CBAM 上の施設運営者に該当しない場合の CBAM 対象製品の報告方法は不明であるが、今後 2027 年の実際の報告に向けた詳細が明らかになると考えられる。報告の方法は図 2 のようなものになると想定しており、製品に使用された原材料情報を紐つけて報告するものと考えられる。製品に使用される原材料情報のトレースが困難な場合はデフォルト値での報告を選択することとなる。

⁷ Annex to Implementing act on calculation methodology ANNEX IV 1.1

⁸ Annex to Implementing act on calculation methodology ANNEX IV 1.2

⁹ Annex to Implementing act on calculation methodology (17)

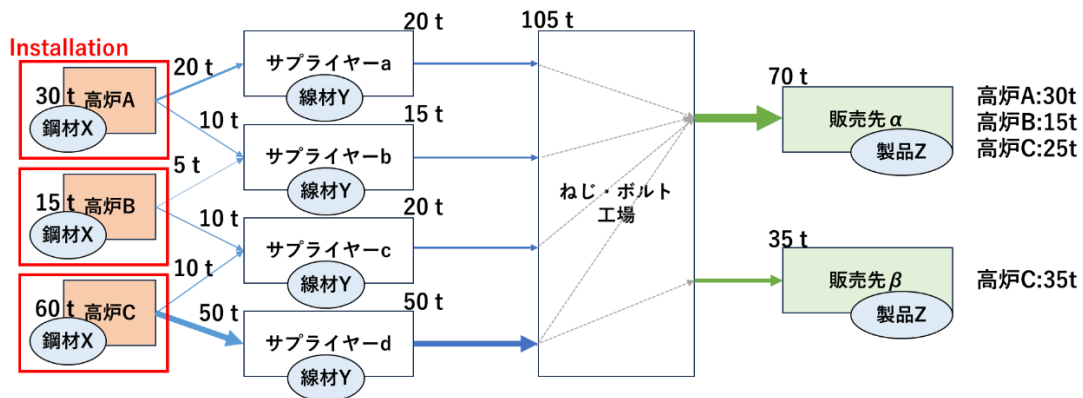


図2 原材料情報の紐づけ

8. 検証

体化排出量がCBAM規則に基づく算定により報告される場合、検証が必要となる。なお、デフォルト値による報告の場合には検証¹⁰は不要である。

検証はEU-ETSの基準に合わせたものが適用され、初年度はすべての施設に対しての現地訪問が必須となっているが、2年目以降は以下の条件を満たす場合にはバーチャル訪問への置換え、または免除することが可能。特別な状況（自然災害・政治的不安定など）においてもバーチャル訪問が許可される。

- ・ 前年度に現地訪問を実施済み
- ・ 設備に重大な変更がない
- ・ 検証リスクが低い（検証人のリスク分析による）
- ・ 必要なデータへの完全なリモートアクセスが可能

ねじ・ボルトメーカーについては、自社の排出量情報は不要であるが、自社が購入・使用した上流メーカーのCBAM排出量情報と自社生産製品との紐づけに使用したデータを整理しておく必要がある。その際、以下の点を考慮し、データの整理を行うこと。

- ① 報告されたデータに不整合がないこと
- ② 科学的基準に従ってデータが収集されたこと。
- ③ 関連記録が完全で一貫していること。

¹⁰ Regulation (EU) 2023/956 Article 6(b)

9. 報告

CBAM 当局への報告は EU 域内の輸入者が行う。7.1 に記載の通り、川中川下であるねじ・ボルト業界の企業は CBAM 対象製品を出荷する際、必要な原材料情報を輸出者に伝達する必要がある。

付属書 I に施設運営者の排出量報告¹¹を記載する。排出量報告のうちの最低限の記載内容の一部が、輸入者あるいは輸出者を經由して輸入者に伝達することになると考えられるが、どこまでの情報を伝達する必要があるかは、2026 年 3 月現在、不明である。また CBAM 規則ではデフォルト値での報告も認められており、これら情報の伝達・開示が困難な場合はデフォルト値での報告が選択される。

セクター毎の追加の報告要件も定められており、鉄鋼セクター、アルミニウムセクターについては集約製品カテゴリー毎に以下が追加報告の要求対象となっている。付属書 II に詳細を記載する。

10. その他

10-1. CBAM の免除

デミニミス免除¹²により、輸入業者ごとの特定暦年における輸入貨物の累計正味重量に基づく新たな閾値（「単一質量ベース閾値（single mass-based threshold）」）が導入され、当初は 50 トン¹³に設定されている。この閾値は、鉄鋼、アルミニウム、肥料、セメント分野のすべての貨物に累積的に適用される。

当該暦年内に輸入者が単一質量ベースの閾値を超えた場合、輸入者はその暦年に輸入されたすべての貨物に含まれるすべての排出に対して、CBAM 規則に基づく対応の義務を負う。

10-2. CBAM 証書数の計算ルール

CBAM 証書数の計算は以下の算出式に従い行う。なお、付属書 III に計算事例を記載しており、そちらも参照されたい。

¹¹ Annex to Implementing act on calculation methodology ANNEX IV 1.1

¹² Regulation (EU) 2023/956 Article 2a

¹³ Regulation (EU) 2023/956 Annex VII

表 10 CBAM 証書数の計算ルール

| # | 算定式 | 説明 |
|---|---|---|
| 1 | $N_g^{CBAM} = EE_g - PC_g - FAA_g$ | CBAM 証書の数量 (N_g^{CBAM}) は、総体化排出量 (EE_g) から、原産国で支払われた炭素価格による減額 (PC_g) ^{注1} と、無償割当調整 (FAA_g) を差し引くことで求められる。 |
| 2 | $EE_g = SEE_{g,y} \cdot (1 + \mu_{g,y}^{appl}) \cdot M_g$ | 総体化排出量 (EE_g) は、特定の体化排出量 ($SEE_{g,y}$) に適用マークアップ率 ($\mu_{g,y}^{appl}$) ^{注2} による増加分と輸入量 (M_g) を掛け合わせることで求められる。 |
| 3 | $SEE_g = (AttrEm_g + EE_{InpMat}) / AL_g$ | 特定の体化排出量 (SEE_g) は、帰属排出量 ($AttrEm_g$, 自社の製造工程からの排出) に、使用した前駆体の排出量の総和 (EE_{InpMat}) を加えたトータルの排出量を、対象期間における対象製品の生産量 (AL_g) で割ること求められる。 ただし、デフォルト値(Default value (total emissions))を使用することもできる。 |
| 4 | $AttrEm_g = DirEm * or IndirEm$ | 帰属排出量 ($AttrEm_g$) は、自社の製造工程における直接排出量 ($DirEm$) または間接排出量 ($IndirEm$) から求められる。 |
| 5 | $EE_{InpMat} = \sum M_i \cdot SEE_i$ | 前駆体にかかった排出量 (EE_{InpMat}) は、対象製品の生産に使用された前駆体のうち CBAM 規則の対象となるそれぞれの前駆体の重量に、それぞれの特定の体化排出量を掛け合わせた値の総和で ($\sum M_i \cdot SEE_i$) 求められる。 |
| 6 | $FAA_g = SEFA_{g,y} \cdot M_g$ | 無償割当調整 (FAA_g) は、単位当たり無償割当相当量 ($SEFA_{g,y}$) に輸入量 (M_g) を掛け合わせることで求められる。 |
| 7 | $SEFA_{g,y} = SFA_{g,y}^{Proc}$ | 単純財に対して実測値を用いる場合は、単位当たり無償割当相当量 ($SEFA_{g,y}$) にはプロセスレベルの実測値 ($SFA_{g,y}^{Proc}$) を用いる。 |
| 8 | $SEFA_{g,y} = SFA_{g,y}^{Proc} + \sum m_{i,y} \cdot SEEA_{i,y}$ | 複合財に対して実測値を用いる場合は、単位当たり無償割当相当量 ($SEFA_{g,y}$) は、プロセスレベルの実測値 ($SFA_{g,y}^{Proc}$) と、 |

| # | 算定式 | 説明 |
|----|---|--|
| | | CBAM 規則の対象となるそれぞれの前駆体の重量に、それぞれの単位当たり無償割当相当量 ($\sum m_{i,y} \cdot SEEA_{i,y}$) ^{注3} を掛け合わせた値の総和を加算することで求められる。 |
| 9 | $SFA_{g,y}^{Proc} = CBAM_y \cdot CSCF_y \cdot BM_g^*$ | プロセスレベルの実測値 ($SFA_{g,y}^{Proc}$) は、無償割当フェーズアウトを反映した CBAM 係数 ($CBAM_y$)、ETS 総量制約による部門横断補正係数 ($CSCF_y$)、プロセス別 CBAM ベンチマーキング (BM_g^*) を掛け合わせることで求められる。 |
| 10 | $SEFA_{g,y} = CBAM_y \cdot CSCF_y \cdot BM_g$ | デフォルト値を用いる場合、単位当たり無償割当相当量 ($SEFA_{g,y}$) は、無償割当フェーズアウトを反映した CBAM 係数 ($CBAM_y$)、ETS 総量制約による部門横断補正係数 ($CSCF_y$)、デフォルトの CBAM ベンチマーキング (BM_g) を掛け合わせることで求められる。 |

注 1 原産国で支払われた炭素価格による減額 (PC_g) について、どのようなものが対象となるか、現時点では詳細は判明しておらず、EU において本運用が始まるまでに追加事項が示される予定である。

注 2 適用マークアップ率 ($\mu_{g,y}^{appl}$) は、実測値を用いる場合は 0 であり、デフォルト値を用いる場合は年次率 (2026 年 10%、2027 年 20%、2028 年以降 30%) である。

注 3 前駆体の単位当たり無償割当相当量 ($\sum m_{i,y} \cdot SEEA_{i,y}$) に用いる報告年¹⁴は、基本的には複合材の生産年であるが、実際の製造期間を特定するための十分な証拠を提供する場合、前駆体が製造された期間を報告年とすることができる。

10-3. 第三国での炭素価格支払い

- Carbon Price について、どのようなものが対象となるか、現時点では詳細は判明しておらず、EU において本運用が始まるまでに追加事項が示される予定である。

¹⁴ Regulation (EU) 2023/956 Article 13

11. UK-CBAM

2026年2月に英国からUK-CBAMに関する二次立法案が出されている。基本的にはEU-CBAMと同様の考え方が適用されているが、以下に現時点で判明しているUK-CBAMに関する概要を記載する。

- ・ 2027年1月1日から適用開始予定。
- ・ 北アイルランドを含むイギリス全土への輸入品が対象。
- ・ アルミニウム、セメント、肥料、水素、鉄または鋼製品が対象。ねじ・ボルトについてはEU-CBAM同様、CNコード7318、7616が対象となっている。
- ・ 前駆体を含む直接排出が算定対象となり、間接排出の導入は早くても2029年とされている。
- ・ システムバウンダリ、排出量の算定、報告、検証等に関する法令は2026年春以降に施行される予定。
- ・ 実際の排出量データの報告が推奨されるが、デフォルトでの報告も可能とされており、UK-CBAM施行前に公表される。
- ・ 報告期間は以下のようにされており、2027年については12か月間、それ以降は四半期毎のサイクルとなっている。

表 11 UK CBAM の会計期間と報告期限

| 会計期間 | 報告期限 |
|------------------------|-------------|
| 2027年1月1日～2027年12月31日 | 2028年5月31日 |
| 2028年1月1日～2028年3月31日 | 2028年7月31日 |
| 2028年4月1日～2028年6月30日 | 2028年9月29日 |
| 2028年7月1日～2028年9月30日 | 2028年11月30日 |
| 2028年10月1日～2028年12月31日 | 2029年2月28日 |

FAQ

Q1. CBAM の初回の排出量報告は、いつの実績をいつ提出するのですか？

- A. CBAM の初回の年次報告は、2026 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに EU へ輸入された実績を対象として、2027 年 9 月末までに提出することになります。
- 2025 年の実績を 2026 年に年次報告する必要はありません。
- また、CBAM 証書の購入・償却についても、この 2027 年 9 月の年次申告に合わせて行うこととなります。

Q2. 2026 年中は排出量の申告や CBAM 証書の購入が不要であれば、CBAM レジストリへの登録も不要ではないでしょうか？

- A. いいえ。排出量の年次申告や証書購入が不要であっても、CBAM レジストリへの登録は必要です。
- 2026 年 1 月 1 日以降、CBAM 対象品を EU に輸入するためには、EU 側の輸入者が Authorized CBAM Declarant（認定 CBAM 申告者）として登録されている必要があります。輸入のたびに、通関手続きの中で CBAM 申告者番号（CBAM Account Number）の申告が求められます。
- したがって、2026 年中は「排出量の確定申告は不要だが、輸入のための登録は必須」という位置づけになります。

Q3. 実測値とデフォルト値のどちらを使うかは、誰が決めるのですか？

- A. 制度上は、EU 側の輸入者（CBAM 申告者）が選択します。ただし実務上は、輸入者が実測値を使いたくても、
- 製造事業者から実測データが提供されない
 - Installation（高炉・電炉等）が第三者検証を受けられない
- といった場合には、デフォルト値を使用せざるを得なくなります。このため、形式的な選択権は輸入者にありますが、実態はサプライチェーン側の対応可否に左右されます。

Q4. デフォルト値を使用する場合、第三者検証は必要ですか？

- A. 不要です。デフォルト値のみを用いて体化排出量を算定する場合、第三者検証を受ける必要はありません。
- 一方、実測値を使用する場合には、EU に認定された第三者検証機関による検証が必要となります。

Q5. 実測値を選択したが、第三者検証で合理的保証が得られなかった場合はどうなりますか？

- A. その場合は、デフォルト値に切り替えて申告することになると考えられます。実測値は、合理的保証を伴う第三者検証が前提となっているため、検証を通過できない場合は使用できません。

Q6. 第三者検証の対象となるのは誰ですか？ 商社や川中工程も対象になりますか？

- A. 第三者検証の対象は、高炉・電炉など、EU-ETS の対象施設と同等の Installation（製造施設）です。
- 商社や EU 輸入者：検証対象ではありません
 - 川中工程（圧延、伸線、二次加工など）：原則対象外
- 第三者検証は原則として現地訪問が必要ですが、一定の条件を満たした場合には、2 年日以降に現地訪問が免除される可能性があります。

Q7. 実際の EU 向け輸出は商社が行っています。その場合、第三者検証を受ける窓口はどこになりますか？

- A. 第三者検証を受けるのは、商社ではなく、排出量を実際に発生させている製造工場（Installation）です。商社や輸入者は、検証済みデータを CBAM 申告に用いる立場になります。

Q8. 川中工程が免除される場合、原材料の収率は排出量計算に影響しませんか？

A. 川中工程が排出量報告の対象外とされているため、収率は考慮されません。CBAMでは、EU-ETS と同等と定義された川上工程のみが排出量報告の対象となります。

Q9. ねじ・ボルトメーカーのように高炉・電炉を持たない企業にも排出量報告義務はありますか？

A. ありません。ねじ・ボルトメーカーなどの川下製造業者は、

- 排出量の算定義務なし
- 第三者検証義務なし

となっています。また、2025年10月の制度改正により、これらの製品は算定対象範囲からも除外されています。

Q10. デフォルト値を使う場合、どの国の値を適用するのですか？

A. 製品として完成した国（CNコードが確定した国）のデフォルト値を使用します。たとえば、ボルトの場合は、素材ではなく「ボルトとして成形された工場の所在国」が基準になります。

Q11. 無償枠（調整後の証書削減分）は、すでに確認できますか？

A. はい。実施規則の附属書において、ベンチマーク値およびCBAM係数が公表されています。これらを用いて計算することで、無償枠（調整後に必要なCBAM証書数）を算出できます。

Q12. デフォルト値と実測値が同じ排出量だった場合、なぜ初年度は実測値の方がCBAMコストが低くなるのですか？

A. 主な理由は以下の2点です。

1. デフォルト値にはマークアップ率（初年度10%）が上乘せされる
2. 実測値の方が、無償割当の計算において有利になる場合がある

このため、排出量が同水準であっても、実測値を用いた方が CBAM 証書の購入量が少なくなるケースがあります。ただし、除算される無償割当分の計算に用いられるベンチマーク値がデフォルト値と実測値でデフォルト値の方が大きいため、デフォルト値と実測値が同じ数字の場合、2026 年、2027 年は、デフォルト値が有利になる場合があります。

Q13. 将来的に日本の認証機関（JAB 認定など）で CBAM 検証は可能になりますか？

A. できません。CBAM の第三者検証は、EU の認定機関に認定された検証機関のみが実施できます。日本国内の認証制度（JAB 認定など）は対象外です。

Q14. 年間 50 トン以下の免除基準は、企業単位ですか、製品単位ですか？

A. EU 側の輸入者（CBAM 申告者）単位です。鉄鋼・アルミニウム・セメント・肥料の対象品目合計で、年間 50 トン以下の場合に報告義務が免除されます。製品単位ではありません。

Q15. 実測値の場合、製鉄・製鋼のみが対象で、圧延や二次加工の排出量は不要ですか？

A. CBAM の体化排出量は、施設全体の排出量をプロセス別に配分して計算します。EU-ETS は施設単位で排出量の報告要否を判断するため、EU CBAM に関しても圧延・二次加工まで一貫工程で製造している場合は圧延や二次加工の工程まで含める必要がある場合があります。圧延工程や二次加工が製鉄・製鋼とは別の施設で行われる場合は、圧延・二次加工について個別に報告する必要はありません。どちらに該当するかは第三者検証機関にご相談ください。

付属書Ⅰ 施設運営者の排出量報告の最低限の記載内容

| 施設運営者の排出量報告の最低限の記載内容 | |
|----------------------|--|
| 1 | 施設運営者と設備の識別: |
| | (a) 施設運営者の名前。 |
| | (b) 事業者の法人登録番号または活動登録番号 |
| | (c) 英語での完全な住所 |
| | (d) 検証対象の設備は、以下のデータによって識別される。 |
| | 施設 (Installation) の名前。 |
| | CBAM レジストリ内の一意の施設識別子 (Installation ID) 。 |
| | 当該場所の適用可能な国際連合貿易及び運輸所在地コード (UN/LOCODE) |
| | 英語の住所 |
| | 施設の主な排出源の地理座標。 |
| 2 | 設備の監視計画の概要。少なくとも以下の情報が含まれる。 |
| | (a) 施設で実行されるすべての CBAM 生産工程と生産ルートの一覧。 |
| | (b) 施設で実行される CBAM 以外の生産工程の一覧。 |
| | (c) CN コードで識別される、生産工程ごとに生産される最も重要な 5 つの商品 (質量ベース) の一覧。 |
| | (d) 施設で使用される最も重要な 5 つの燃料 (提供されるエネルギー含有量による) の一覧。 |
| | (e) プロセス排出につながる施設で使用される最も重要な 5 つの材料 (排出量による) の一覧。 |
| | (f) 施設において継続的な排出測定が行われている場合には、それが適用される関連する温室効果ガスと上位 5 つの排出源。 |
| | (g) ゼロ課税燃料が使用されているかどうか、また事業者が燃料のゼロ課税の適用可能性をどのように実証しているか。 |
| | (h) 測定可能な熱が他の施設から輸入されているか、または他の施設に輸出されているか、またそれらの施設の識別。 |

| 施設運営者の排出量報告の最低限の記載内容 | |
|----------------------|--|
| 3 | 間接排出については、電力が異なる供給源から消費されているかどうか、またその量はどの程度か。供給源に他の施設が含まれる場合は、供給業者の名称と原産国。 |
| 4 | 間接排出の場合、施設内で電気が生成される場合、電気は次のように発電される。 |
| | (a) コージェネレーションによって生産される; |
| | (b) 別々の発電設備によって生産される; |
| | (c) 化石燃料または再生可能資源から生産される |
| | (d) 生産工程のシステム境界からエクスポートされる。 |
| 5 | 廃ガスが当該施設内で生成され使用されているか、または他の施設から輸入もしくは他の施設に輸出されているか、またそれらの施設の識別情報。 |
| 6 | CO2 移送が適用されるかどうか、および CO2 移送先の受入設備または輸送インフラストラクチャまたは事業体の責任者の ID と連絡先データ。 |
| 7 | 報告期間中の施設からの総直接排出量。 |
| 8 | 該当する場合、新規設備の場合、排出量の監視に使用される期間（月単位）。 |
| 9 | 施設が規則(EU)2023/956 の付属書 I に記載されているが、同規則の付属書 I 付属書 II に記載されていない商品を生産する場合、その施設で消費される電気の総量。 |
| 10 | 施設が規則(EU)2023/956 の付属書 I に記載されているが同規則の付属書 I 付属書 II に記載されていない商品を生産する場合、これらの商品の生産のために施設で消費される電気の量。 |
| 11 | 施設が規則 (EU) 2023/956 の付属書 I に記載されている商品を生産するが、同規則の付属書 I 付属書 II には記載されていない場合、電力が得られる施設の識別情報。 |
| 12 | 該当する場合、施設が複数の供給源から電力を消費する場合は、供給源ごとの電力消費量、供給源ごとの電力の原産国、供給源ごとの排出係数、および第 9 条に従って埋め込まれた間接排出量を決定する目的で計算された排出係数。 |
| 13 | 施設及び生産工程ごとに生産された総商品数及び生産数量。 |
| 14 | 該当する場合、生産工程ごとに生産された非 CBAM 商品とその生産数量。 |

| 施設運営者の排出量報告の最低限の記載内容 | |
|----------------------|---|
| 15 | 各商品について： |
| (a) | 各物品の特定の直接体化排出量（機能単位あたりの CO2 トンで表す）。 |
| (b) | 該当する場合、商品の各構成の特定の直接体化排出量。 |
| (c) | データの品質と使用された方法に関する情報、特に埋め込まれた排出量がモニタリングに基づいて完全に決定されたかどうか、または規則 (EU) 2023/956 の付属書 IV に従って提供されるデフォルト値のいずれかが使用されたかどうか。 |
| (d) | デフォルト値が使用された体化排出量の割合。 |
| (e) | 規則 (EU) 2023/956 の付属書 II に記載されていない商品の場合： |
| | この規則第 9 条に従って実際の値に基づいて決定される間接排出量の割合。 |
| | この規則第 9 条に従ってデフォルト値に基づいて決定される間接排出量の割合。 |
| | 実際の値に基づいて決定される間接排出量の割合については、規則 (EU) 2023/956 の付属書 IV のポイント 6 に規定されている実際の値の使用基準が満たされていることの確認、および付属書 II のポイント D.4.3 に規定されている証拠の関連要素が検証者に提出されたことを確認する。 |
| | 生産された各物品について、本規則第 9 条に従って計算された特定の間接排出量。 |
| (f) | 欧州連合の関税領域に輸入される電力については、 |
| | 関連する場合、発電設備と EU 送電システムとの直接接続に関連して規則 (EU)2023/956 の付属書 IV の 5(b)に規定されている実際の値の使用基準が満たされていることの確認、および付属書 II の D.2.4 に規定されている関連する証拠要素が検証者に提出されたことの確認。 |
| | 規則 (EU) 2023/956 の付属書 IV のポイント 5 (c) に規定されている実際の値の使用基準が満たされていることの確認、および付属書 II のポイント D.2.4 に規定されている証拠の関連要素が検証者に提出されたことの確認。 |
| | この付属文書の 1.1.1 項に規定された要素を含む関連する申告者固有の補足資料が検証者に送付されたことを示す表示。 |
| | 実際の排出量に基づいて決定される輸入電力の排出係数。 |
| 16 | 施設からの総排出量（以下を含む） |

| 施設運営者の排出量報告の最低限の記載内容 | |
|----------------------|--|
| | (a) 生産工程ごとの活動データと使用される各ソースストリームの計算係数。 |
| | (b) 測定に基づく方法論を用いて監視される各排出源からの排出量。 |
| | (c) 他の方法によって決定された排出量。 |
| | (d) 地中貯留の目的で、または CO ₂ が永久に化学的に結合された製品への入力として、他の施設から受け取った、または他の施設に輸出した CO ₂ の量。 |
| | (e) データのギャップと使用された推定値に関する情報。 |
| 17 | 生産工程ごとに輸入、生産、消費、および輸出された測定可能な熱、廃ガス、および電気のバランス。 |
| 18 | 当該施設で生産され、当該施設で使用される各種類の前駆体の量（第 4 条第 9 項の規定に従って生産工程で生産される前駆体を除く）。 |
| 19 | 当該施設で生産され、各生産工程で使用される各種類の前駆体の量（第 4 条第 9 項に従って生産工程で生産される前駆体を除く）。 |
| 20 | 施設外で生成され、施設で使用される各タイプの前駆体の量。 |
| 21 | 施設外で生成され、各生産工程で使用される各タイプの前駆体の量。 |
| 22 | 施設で使用され、デフォルト値が使用された各種類の前駆体に関するデータ（第 4 条第 9 項に従って生産工程で生成された前駆体を除く）： |
| | (a) CN コード； |
| | (b) 商品の名前 |
| | (c) 原産国（原産国が判明している場合、および原産国が施設外で生成された場合） |
| | (d) 適用可能なデフォルト値。 |
| 23 | 施設で使用され、実際の値が使用された各種類の前駆体に関するデータ（第 4 条第 9 項に従って生産工程で生成された前駆体を除く）： |
| | (a) CN コード； |
| | (b) 商品の名前。 |
| | (c) 原産国（施設外で前駆体が生成された国） |
| | (d) 報告期間、およびそれがデフォルトの報告期間を使用して決定されたか、実際の生産時間を使用して決定されたかの表示。 |

| 施設運営者の排出量報告の最低限の記載内容 | |
|----------------------|--|
| | (e) 特定の体化排出量（直接排出および該当する場合は間接排出）。 |
| 24 | 複合製品を生産する施設が、別の施設から、異なる報告期間中に生産された特定の CN コードの前駆体を受け取る場合、第 14 条(1)に従って、その前駆体に使用される特定の体化排出量（直接排出量および該当する場合は間接排出量） |
| 25 | 複合製品の製造工程において、複数の施設から得られた特定の CN コードの前駆体を使用された場合、その前駆体を使用される特定の体化排出量（直接排出量および該当する場合は間接排出量）と、それらが第 14 条（2）に規定されたデフォルトの方法を使用して決定されたか、または第 14 条（3）に従って特定の施設または施設のサブセットから得られた前駆体の体化排出量を計算することによって決定されたかを示す。 |
| 26 | 該当する場合、各生産工程で使用される電力の量。 |
| 27 | 第 4 条に従って、生産工程で生成される前駆体を除き、施設で生産され、各生産工程で使用される前駆体の量。 |
| 28 | 事業者および前駆体の原産地施設に関する情報: 事業者名、施設名、該当する場合は CBAM レジストリ内の一意の施設識別子、該当する報告期間。 |
| 29 | 各生産工程における直接排出量と間接排出量の計算方法に関する情報。 |
| 30 | 各生産工程の活動レベルと帰属排出量。 |
| 31 | 第 4 条に従って複合品以外の別個の生産工程でカバーされていない前駆体を含む、各 CN コードの機能単位で測定された生産されたすべての関連品目のリスト。 |
| 32 | 適切な場合、実際の値が使用される場合の電力排出係数に関する情報。 |
| 33 | 適切な場合、電力購入契約における電力排出係数に関する情報。 |
| 34 | 生産ルートごとの商品の数量は次のとおりです。 |
| | (a) 各 CN コードの機能単位で測定された各商品の数量。 |
| | (b) 第 4 条に基づく機能単位が CN コードごとの貨物トン数と異なる場合には、報告期間中に生産工程ごとに生産された貨物の数量を機能単位で表す。 |
| 35 | この付属書の第 2 項に従って各物品に要求されるセクター固有のパラメータの値。 |

付属書Ⅱ セクター別の追加報告要求

| 集約製品カテゴリー | セクター別の追加報告要求 |
|------------|--|
| 焼結鉍石 | 該当なし |
| 銑鉄 | 使用した主な還元剤。 Mn、Cr、Ni、その他の合金元素の合計の質量%。 |
| 合金鉄（FeMn） | Mnおよび炭素の質量%。 |
| 合金鉄（FeCr） | Crおよび炭素の質量%。 |
| 合金鉄（FeNi） | Niおよび炭素の質量%。 |
| 直接還元鉄（DRI） | 使用された主な還元剤。 Mn、Cr、Ni、およびその他の合金元素の合計の質量%。 |
| 粗鋼 | 前駆体の主な還元剤（既知の場合）。 Mn、Cr、Ni、およびその他の合金元素の合計の質量%。 粗鋼1トン製造のために使用されたスクラップのトン数。 プレコンシューマスクラップの割合。 |
| 鉄また鋼製品 | 前駆体製造に使用された主な還元剤（既知の場合）。 Mn、Cr、Ni、およびその他の合金元素の合計の質量%。 製品1トン製造のために使用されたスクラップのトン数。 |
| 未加工アルミニウム | 製品1トンの製造に使用されたスクラップのトン数。 スクラップのうち、プレコンシューマスクラップである割合。 アルミニウム以外の元素の含有量が1%を超える場合、当該元素の合計含有率。 |
| アルミニウム製品 | 製品1トンの製造に使用されたスクラップのトン数。 スクラップのうち、プレコンシューマスクラップである割合。 アルミニウム以外の元素の含有量が1%を超える場合、当該元素の合計含有率。 |

付属書 III 排出量報告書のサマリレポート

| サマリレポートの内容 | |
|------------|--|
| (1) | オペレータと設備の識別: |
| | (a) オペレータの名前。 |
| | (b) 事業者の法人登録番号または活動登録番号 |
| | (c) 英語での完全な住所 |
| (2) | 検証対象の設備は、以下のデータによって識別されます。 |
| | (a) インストールの名前。 |
| | (b) CBAM レジストリ内の一意のインストール識別子。 |
| | (c) 当該場所の適用可能な国際連合貿易及び運輸所在地コード (UN/LOCODE) |
| | (d) 英語での完全な住所 |
| | (e) 施設の主な排出源の地理座標。 |
| (3) | 施設で実行されるすべての CBAM 製造プロセスとルートの一覧と、製造プロセスごとの商品の仕様。 |
| (4) | 各商品について: |
| | (a) 各物品の特定の直接埋め込み排出量。 |
| | (b) デフォルト値が使用された埋め込み排出量の割合。 |
| | (c) 規則 (EU) 2023/956 の付属書 II に記載されていない商品の場合: |
| | 本規則第 9 条に従って実際の値に基づいて決定される間接排出量の割合。 |
| | この規則の第 9 条に従ってデフォルト値に基づいて決定される間接排出量の割合。 |
| | 実際の値に基づいて決定される間接排出量の割合については、規則 (EU) 2023/956 の付属書 IV のポイント 6 に規定されている実際の値の使用基準が満たされていることを確認する。 |
| | 生産された各物品について、本規則第 9 条に従って計算された特定の間接排出量。 |
| | (d) 欧州連合の関税領域に輸入される電力については、 |

| サマリレポートの内容 | |
|------------|---|
| | 関連する場合、発電設備と EU 送電システムとの直接接続に関する規則 (EU)2023/956 の付属書 IV の 5(b)項に規定されている実際の値の使用基準が満たされていることの確認。 |
| | 規則 (EU) 2023/956 の付属書 IV のポイント 5 (c) に規定されている実際の値の使用基準が満たされていることの確認、および付属書 II のポイント D.2.4 に規定されている証拠の関連要素が検証者に提出されたことの確認。 |
| | 実際の排出量に基づいて決定される輸入電力の排出係数。 |
| | (e) 生産された各商品の特定の埋め込まれた自由割り当て。 |
| | (f) 適用可能な CBAM ベンチマークの使用と、特定の埋め込み無料割り当てを決定するために使用される方法の確認。 |
| (5) | 報告期間中の施設からの総直接排出量および生産プロセスごとの総直接排出量。 |
| (6) | 施設が規則 (EU) 2023/956 の付属書 II に記載されていない物品を生産する場合、報告期間中の施設の間接排出量。 |
| (7) | 測定可能な熱が他の施設から輸入されるか、または他の施設に輸出されるか |
| (8) | ゼロ課税燃料が使用されているかどうか、および事業者が燃料のゼロ課税の適用可能性をどのように実証しているか。 |
| (9) | 廃ガスが施設内で生成され使用されるか、または他の施設から輸入または輸出されるか |
| (10) | CO2 回収が使用されているかどうか、およびそれが転送される設備または輸送インフラストラクチャの識別。 |
| (11) | 間接排出の場合、施設内で電気が生成される場合、電気は次のようになります。 |
| | (a) コージェネレーションによって生産される; |
| | (b) 別々の世代によって生産される; |
| | (c) 化石燃料または再生可能資源から生産されたもの |
| | (d) 生産プロセスのシステム境界からエクスポートされる。 |

| サマリレポートの内容 | |
|------------|--|
| (12) | 第4条第9項に従って製造工程で製造された前駆体を除き、使用された各前駆体に関するデータ、およびデフォルト値が使用されたデータ： |
| | (a) CNコード； |
| | (b) 商品の名前。 |
| | (c) 原産国（原産国が判明している場合、および原産国が施設外で生成された場合） |
| | (d) 適用可能なデフォルト値。； |
| (13) | 第4条第9項に従って生産工程で生産された前駆体を除き、使用された各前駆体に関するデータ、および実際の値が使用されたデータ： |
| | (a) CNコード； |
| | (b) 商品の名前。 |
| | (c) 原産国（施設外で前駆体が生成された国） |
| | (d) 報告期間、および複合製品の製造に前駆体を使用した年の表示。 |
| | (e) 特定の埋め込み（直接排出および該当する場合は間接排出）。 |
| (14) | 複合製品を生産する施設が、別の施設から、異なる報告期間中に生産された特定のCNコードの前駆体を受け取る場合、第14条(1)に従って、その前駆体を使用される特定の埋め込み排出量（直接排出量および該当する場合は間接排出量） |
| (15) | 複合製品の製造工程において、複数の施設から得られる前駆体の種類が使用される場合、その前駆体を使用される特定の埋め込み排出量（直接排出量および該当する場合は間接排出量）と、それらが第14条に規定されたデフォルトの方法を使用して決定されたか、または同条に従って特定の施設または施設のサブセットから得られる前駆体の埋め込み排出量を計算することによって決定されたかを示す。 |
| (16) | 事業者および前駆体の原産地施設に関する情報: 事業者名、施設名、該当する場合はCBAMレジストリ内の一意の施設識別子、該当する報告期間。 |

付属書 IV CBAM 証書数計算例

以下に、CN コード 73181542 の CBAM 証書数の計算例を示す。炭素価格による減額は、2026 年 2 月末時点で実施規則未公表のため考慮していない。また、EU-ETS の炭素価格は 90€/tCO₂e、ユーロとの為替は 1€185 円で計算している。

CN コード 73181542 におけるデフォルト値を使用した場合の試算

| | 重量 | デフォルト値 (SEE_g^{base}) | Dafult Value Mark-up(μ_y) | マークアップ 考慮 | CBAM 係数 ($CBAM_y$) | *年 y の部 門横断補正 係数 ($CSCF_y$) | デフォルト値 用 CBAM ベンチマーク (BM_g) | 無償割当枠 | *原産国で 支払われた 炭素価格に よる減額 (PC_g) | デフォルト値 CBAM 証書 (N_g^{CBAM}) | *EU-ETS 炭素価格 | *為替 | 単重あたり CBAM 証 書 |
|------|----|------------------------------|------------------------------------|----------------------|-------------------------|--|--|----------------------|---|---------------------------------------|----------------------|---------|----------------------|
| 単位 | t | tCO ₂ e/t | % | tCO ₂ e/t | % | - | tCO ₂ e/t | tCO ₂ e/t | t | tCO ₂ e | €/tCO ₂ e | JPY/EUR | JPY/t |
| 2026 | 1 | 2.8 | 10% | <u>3.08</u> | 97.5% | 1 | 1.364 | <u>1.330</u> | 0 | 1.750 | 90.000 | 185.000 | 29,139 |
| 2027 | 1 | 2.8 | 20% | <u>3.36</u> | 95.0% | 1 | 1.364 | <u>1.296</u> | 0 | 2.064 | 90.000 | 185.000 | 34,369 |
| 2028 | 1 | 2.8 | 30% | <u>3.64</u> | 90.0% | 1 | 1.364 | <u>1.228</u> | 0 | 2.412 | 90.000 | 185.000 | 40,166 |
| 2029 | 1 | 2.8 | 30% | <u>3.64</u> | 77.5% | 1 | 1.364 | <u>1.057</u> | 0 | 2.583 | 90.000 | 185.000 | 43,005 |
| 2030 | 1 | 2.8 | 30% | <u>3.64</u> | 51.5% | 1 | 1.364 | <u>0.702</u> | 0 | 2.938 | 90.000 | 185.000 | 48,910 |
| 2031 | 1 | 2.8 | 30% | <u>3.64</u> | 39.0% | 1 | 1.364 | <u>0.532</u> | 0 | 3.108 | 90.000 | 185.000 | 51,749 |
| 2032 | 1 | 2.8 | 30% | <u>3.64</u> | 26.5% | 1 | 1.364 | <u>0.361</u> | 0 | 3.279 | 90.000 | 185.000 | 54,588 |
| 2033 | 1 | 2.8 | 30% | <u>3.64</u> | 14.0% | 1 | 1.364 | <u>0.191</u> | 0 | 3.449 | 90.000 | 185.000 | 57,427 |
| 2034 | 1 | 2.8 | 30% | <u>3.64</u> | 0.0% | 1 | 1.364 | <u>0.000</u> | 0 | 3.640 | 90.000 | 185.000 | 60,606 |

*仮定値

CN コード 73181542 における実測値を使用した場合の試算

| | 重量 | *実測値 (SEE_g^{base}) | Dafult Value Mark-up(μ_y) | マークアップ 考慮 | CBAM 係 数($CBAM_y$) | *年 y の部 門横断補正 係数 ($CSCF_y$) | デフォルト値 用 CBAM ベン チマーク (BM_g) | 無償割当枠 | *原産国で 支払われた 炭素価格に よる減額 (PC_g) | 実測値 CBAM 証 書 (N_g^{CBAM}) | *EU-ETS 炭素価格 | *為替 | 単重あたり CBAM 証 書 |
|------|----|----------------------------|------------------------------------|--------------|-------------------------|--|--|--------------|---|--|-----------------|---------|----------------------|
| 単位 | t | tCO2e/t | % | tCO2e/t | % | - | tCO2e/t | tCO2e/t | t | tCO2e | €/tCO2e | JPY/EUR | JPY/t |
| 2026 | 1 | 1.79 | 0% | <u>1.79</u> | 97.5% | 1 | 0.038 | <u>0.037</u> | 0 | 1.750 | 90.000 | 185.000 | 29,139 |
| 2027 | 1 | 1.79 | 0% | <u>1.79</u> | 95.0% | 1 | 0.038 | <u>0.036</u> | 0 | 1.751 | 90.000 | 185.000 | 29,155 |
| 2028 | 1 | 1.79 | 0% | <u>1.79</u> | 90.0% | 1 | 0.038 | <u>0.034</u> | 0 | 1.753 | 90.000 | 185.000 | 29,187 |
| 2029 | 1 | 1.79 | 0% | <u>1.79</u> | 77.5% | 1 | 0.038 | <u>0.029</u> | 0 | 1.758 | 90.000 | 185.000 | 29,266 |
| 2030 | 1 | 1.79 | 0% | <u>1.79</u> | 51.5% | 1 | 0.038 | <u>0.020</u> | 0 | 1.768 | 90.000 | 185.000 | 29,430 |
| 2031 | 1 | 1.79 | 0% | <u>1.79</u> | 39.0% | 1 | 0.038 | <u>0.015</u> | 0 | 1.772 | 90.000 | 185.000 | 29,509 |
| 2032 | 1 | 1.79 | 0% | <u>1.79</u> | 26.5% | 1 | 0.038 | <u>0.010</u> | 0 | 1.777 | 90.000 | 185.000 | 29,588 |
| 2033 | 1 | 1.79 | 0% | <u>1.79</u> | 14.0% | 1 | 0.038 | <u>0.005</u> | 0 | 1.782 | 90.000 | 185.000 | 29,667 |
| 2034 | 1 | 1.79 | 0% | <u>1.79</u> | 0.0% | 1 | 0.038 | <u>0.000</u> | 0 | 1.787 | 90.000 | 185.000 | 29,756 |

*仮定値。2026 年の CBAM 証書がデフォルト値の場合と同じになるような実測値を仮定し試算。

付属書 V デフォルト値並びに CBAM ベンチマーキング（アルミニウム）

本格実施期間（Definitive period）用のデフォルト値とベンチマークは以下の実施規則及びファイルリンクを参照ください（2026年3月30日現在）。

デフォルト値

Commission Implementing Regulation (EU) 2025/2621

https://taxation-customs.ec.europa.eu/document/download/c1aed81-002e-4518-b9de-39096faf1e3d_en

Default values definitive period

https://taxation-customs.ec.europa.eu/document/download/1c05d211-80cb-4aaa-8ef0-e08005a95d7e_en?filename=DVs%20as%20adopted_v20260204%20.xlsx

ベンチマーク

Commission Implementing Regulation (EU) 2025/2620

https://taxation-customs.ec.europa.eu/document/download/084be601-c5a5-4863-b278-12346cda3f75_en

Benchmarks definitive period

https://taxation-customs.ec.europa.eu/document/download/9877523c-2a02-4926-a211-ae7cf6d0d_en?filename=CBAM%20Benchmarks_20260206.xlsx

付属書 VI デフォルト値並びに CBAM ベンチマーキング (鉄鋼)

本格実施期間 (Definitive period) 用のデフォルト値とベンチマークは以下の実施規則及びファイルリンクを参照ください (2026 年 3 月 30 日現在)。

デフォルト値

Commission Implementing Regulation (EU) 2025/2621

https://taxation-customs.ec.europa.eu/document/download/c1aaed81-002e-4518-b9de-39096faf1e3d_en

Default values definitive period

https://taxation-customs.ec.europa.eu/document/download/1c05d211-80cb-4aaa-8ef0-e08005a95d7e_en?filename=DVs%20as%20adopted_v20260204%20.xlsx

ベンチマーク

Commission Implementing Regulation (EU) 2025/2620

https://taxation-customs.ec.europa.eu/document/download/084be601-c5a5-4863-b278-12346cda3f75_en

Benchmarks definitive period

https://taxation-customs.ec.europa.eu/document/download/9877523c-2a02-4926-a211-aefae7cf6d0d_en?filename=CBAM%20Benchmarks_20260206.xlsx